

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ クレジットカードにより支出する費用

Q：当社では、役員にあらかじめクレジットカードを持たせ、その利用した費用は当社の銀行口座から引き落とされています。

費用の請求はクレジット会社からされるので、すべて雑費として処理していますが、何か問題がありますか。

A：すべて雑費として経理処理するのではなく、その費用の内容に応じて経理処理する必要があります。

【解説】

クレジットカードを利用して法人の費用を支出した場合に、クレジット会社からの請求であることを理由に直ちに雑費として処理することには問題があります。

すなわち、クレジットカードを利用して得意先、仕入先等の事業関係者を接待、供応、慰安等した場合や、商品券、物品等を贈与した場合には、そのために要した費用は交際費に該当することになりますし、役員の個人的費用であれば給与（賞与）として取り扱われ、所得税の源泉徴収の対象になります。

また、パソコン等固定資産として計上すべきものを取得した場合には固定資産に、事務用消耗品を購入した場合には事務費として、それぞれ支出目的に応じて処理する必要があります。

クレジットカードを利用した場合には、常に使用明細を把握しておきましょう。

